

休日・平日時間外に救急外来を受診される患者さんへ

当院は、呉地区における唯一の3次救急医療機関として、入院を必要とするような緊急性の高い患者さんを24時間体制で受け入れています。

しかし、比較的軽症の患者さんが時間外に多く受診されており、当院の診療能力の限界を超える状況が発生しております。

この状態では、本来の緊急医療機関としての機能を維持することができません。

そのため、緊急性の低い患者さんが救急外来を受診された場合、厚生労働省に許可を得て、通常の医療費のほかに特別料金（時間外選定療養費）を自己負担していただくことになりました。

なお、初診の患者さんで紹介状がない方は、5,250円を併せて徴収いたします。

各病院の役割をご理解いただき、呉市医師会休日急患センター・夜間救急センター（TEL：0823-32-1299）が運営されている時間は、そちらをご利用下さい。地域の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

呉医療センター 病院長

- 開始時期 平成23年6月1日
- 徴収額 2,100円（税込）
- 対象となる時間帯
平日 午後17時15分～翌朝8時30分
土日・祝祭日・年末年始 終日

ただし、次の場合、時間外選定療養費はいただきません。

- ① 入院加療が必要となった方
- ② 当院退院し、退院翌日から10日以内の方
- ③ 当院で抗癌剤治療中の方 など